伊藤裕水

要旨

生墓がどちらであるのかについて議論が存在していることがわかった。 ある韓店鎭の伏生墓は元代まで,舊齊東縣に屬する魏橋鎭の伏生墓は淸代までその存在を確實に遡れることがわかり,ほんとうの伏 問調査の結果と合わせて,歴代の『鄒平縣志』および『齊東縣志』に記載されている伏生墓に關する記述を確認すると,舊鄒平縣で 韓店鎭と魏橋鎭の二箇所の伏生墓の現況について調査を行った。韓店鎭と魏橋鎭はそれぞれ,舊鄒平縣と舊齊東縣に屬しており, 五經の一つである『尚書』を,秦の焚書坑儒による亡佚の危機から救ったのが,もとの秦の博士である伏生である。その伏生の墓 山東省鄒平市の韓店鎭と魏橋鎭の二箇所に殘されている。筆者は, 昨夏その二箇所の伏生の墓を訪問する機會を得た。

うである わかった。 位置關係については齟齬がないが,その發見の過程において,證據となる碑が古いものではなく僞造であるとの疑いの存することが るということを,鄒平伏生墓(韓店鎭)が滿たしていないということが最大の論點であった。 一方,齊東伏生墓(魏橋鎭)については などの諸書に記述される伏生墓と河川との位置關係が,鄒平伏生墓(韓店鎭)と河川との位置關係と異なることが問題とされていた。 きどのような議論が行われてきたかについて,その論點について整理を行なった。その整理の結果,『水經注』『太平寰宇記』『齊乘 つまり諸書に記される、 そこで、傳世文獻に記載される兩墓についての議論の跡をたどり、 その碑は現在所在がわからないが,その記述される特徴からいわゆる北碑の流れに屬する碑であると考えることができそ 潔水が東朝陽縣の南から東に向かい伏生墓の南を流れ,さらに東に流れて鄒平縣の北を流れる場所に位置す 歴代の學者たちによってどのような考證が行われ、それに基づ

い後世に傳えた大人物である伏生の功業を傳えるものであり,文化的價値は全く變わるものではない これらのことを合わせて考えると、どちらかを真墓と認定する必要があるのであれば、齊東伏生墓 (韓店鎭)は伏生の故郷に作られた衣冠墓であると考えることが穩當であろう。ただし, どちらも秦火から (魏橋鎭 のほうが有力であり 『尚書』を救

鄒平伏生墓について

はじめに、

焚書坑儒にあたり『尚書』を壁藏し, 楚漢戰爭を經て. の閒で教授した。 漢代に入ってから隱していた『尚書』を取り出し,齊魯 機から救ったのがもとの秦の博士の伏生である。伏生は に際して一度亡びかけている。その『尚書』が亡びる危 知の通り、 五經の一つである『尚書』は、 焚書坑儒

る。

以って之れを讀み,其の今文もて證す可き無き者凡そ十 る有り。孔壁に古文の書を得るに及び,孔安國 又た其の義を口授し、始めて今文二十八篇の世に顯はる 無伏生亦不明其義。(考ふるに尚書 伏生の壁藏より出で, 謂之逸書,存於故府。……是漢無伏生則尚書不傳, 文讀之,其無今文可證者凡十六篇,竟不能讀,又無能注者: 始有今文二十八篇顯於世。及孔壁得古文書, このような功績は 竟ひに讀むこと能はず、又た能く注する者無し、 「考尚書出於伏生壁藏,又口授其義, 孔安國以今 今文を 傳而

> 其の義を明らかにせず。) 三 と後世に稱されるものであ りせば則はち尚書傳はらず、 之れを逸書と謂ひ,故府に存す。……是れ漢に伏生無 傳へて伏生無かりせば亦た

伊

藤

裕

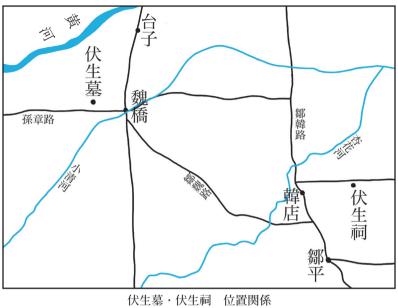
水

伏生祠, 平市の二か所に殘されており、 いたい。 論について整理を行い,それに基づいて簡潔に考察を行 て、はじめに現状と沿革を確認し、次に雨墓に對する議 生の墓を訪れる機會を得た。本稿ではその伏生墓につい その伏生の墓所と傳えられるものが、 一方を伏生墓と記述する言。 『鄒平縣志』には 筆者は昨夏その伏 現 在 0) Щ 一方を 東省

鄒平市韓店鎭・伏生祠墓の現況

生墓と稱することとする。 に位置する。 現在の山東省鄒平市韓店鎭蘇家村の西・ 韓店鎭はもとの鄒平縣にあり、 以下鄒平伏

が,二○二三年四月下旬から六月十四日にかけて重修さが,二○二三年四月下旬から六月十四日にかけて重修されらく人の手が入っておらず荒廢した状態であった



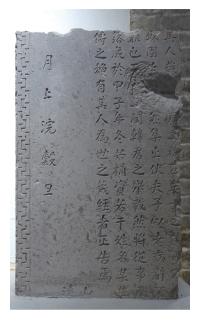
たものだという。

東配殿 れた。 ば, されたものを、 この殘碑四石は、今回の重修に關わった韓本秀氏によれ されている。これらの殘碑は全て異なる碑の殘碑である。 れている。殿内には, 替えたわけではなく,現状を殘したまま補修されている。 現在,重修された祠堂は大殿(殘)・夾室(殘)・西配殿 前世紀の閒に民閒に流れて、 山東省の文物に指定されており、今回新たに建て (殘)・東側門のほかに,墓土・贔屓の跡が殘さ 今回の重修に當たってなんとか探し出し 四つの殘碑 家屋の基礎などに轉用 (附圖①②③④) が残

端として伏生祠に對して行われたと考えられる。ただし、 とも九十五年ぶりの修補となる。 するのが妥當であろう。 の碑の がわかる。おそらくはこの寄附は張宗昌の儒學振興の一 四月三十日の期閒『であり, 辦にあったのは一九二五年四月二十四日から一九二八年 張宗昌捐洋壹千元」との文字が見える。 者と寄付金額が記されているが、 一四年を指しており, ①の碑には、甲子という紀年があり、 張宗昌の在任中にその寄付を得て、 「甲子」は張宗昌が山東督辦となる前年の一九 張宗昌の着任以前に始まった重修 つまり、 その閒に寄付がされたこと そのなかに 今回の重修はすくなく 張宗昌が山東督 4 重修がなったと の碑には寄付 「山東督辦

1

成 月 於甲 上 子 其 年 聞 浣 冬共 集 韓 世 君 止 榖 捐 伏 之 舉 資 夫 矣 旦 若 毅 子 干然姓將 者 以 正 告 名 従 病 某 事 辭 焉 某 焉 不 清 山



二四

2









すなわち二百二十五

二,鄒平市韓店鎮・伏生祠墓の沿革

してきたが,この韓店鎭の鄒平伏生祠墓の沿革について,二〇二三年に行われた重修と現状について簡單に確認

伏生祠は元の至順二年(1331)に重修されたと記さ順治および民國『鄒平縣志』によって確認していきたい。

惟鄒平以其郷,獲私展其敬,既列祠縣學,又即墓建

のように記す。

裥

其趨向可知也。

今曹尹復能崇墓葺祠,

俾邑人益

次のように記す。

れる。 『 (順治)

鄒平縣志」

に載せる、張起巖の記には次

舉其職矣。知,,有以景行前哲而進于學,于以化民成俗,是真能知,有以景行前哲而進于學,于以化民成俗,是真能

惟れ鄒平 其の郷たるを以て,私に其の敬を展する

を崇び祠を葺し,邑人をして益ます知らしめ,以てるは,其の趨向知る可きなり。今 曹尹復た能く墓を獲,既に縣學に列祠し,又た墓に即きて祠を建つ

つまり,少なくとも至順二年以前にはすでに建てられて成す有り,是れ真に能く其の職を舉ぐ。

録には、

田中逸平氏の

「伏生墓を弔ふ」という一文があ

し。

近代の外國人の記録の韓店鎭の鄒平伏生墓への訪問紀

前哲を景行して學を進め,于こに以て民を化し俗を

生書院を伏生祠に附した。いたことがわかる。その後,至正十五年(1355)に伏いたことがわかる。その後,至正十五年(1355)に伏っまり、少さくとも当川二年以前にはすてに延でられて

九年(1530)に重修された。萬暦年閒に天下の書院を明代にはいると、正統十四年(1449)・嘉靖二年(1523)、

であるという。らせた伏生授經圖碑があり,呉道子の繪を模刻したものらせた伏生授經圖碑があり,呉道子の繪を模刻したもの年閒で廢されたこととなる。また崇禎年閒に張延登が彫

廢した際に, 伏生書院を廢した*。

嘉慶二十二年(1817)に重修されている。『 清代には,順治十五年(1658),康熙三十五年(1696).

及鼂錯皆侍側。壁上畫當日授書,狀如平生。余至見其像,修眉豐額,垂旒秉圭,如古侯王。幼女

侍す。壁上に當日の書を授くを畫き,狀は平生の如を秉り,古への侯王の如し。幼女及び鼂錯皆な側に余至りて其の像を見るに,修眉豐額,旒を垂らし圭

に鄒平の伏生墓を訪れた紀錄であり,次のように記されるポ。大正十年にものされたもので,大正十年十月一日

ている。

一碑を立つ、康熈初年の者、伏夫子墓と刻す。左右墓は墳塚高一三尺許、圓錐形の底邊周五丈餘、南面



韓店鎮・伏生墓

にあるが如し。東廂は即ち學堂、

主人慶紳君講學待

位を安置す。案ずるに伏生の祠堂の制あるは宋以後

に小祠を設く、鼂太常祠と爲す、

内に錯の塑像及神

家新立恩綸萬古煥梁鄒」の聯を觀る。正殿の左側別 學之先乘氏崇封儀表千秋光廡序。爲濟南交獻之首世 六經宏聖統」なる明人の對聯を掛く。門扉に 功鉅傳經の四大字を掲げ、「天遺一老作功臣、 即ち伏老の女にして、鼂錯の爲めに通譯したる人、

道備 開經

伏夫子神位の木主を置く。

右側に小女の立像あり、

修新に成り、 中なり、 にあり、

經學淵源の額及明人の題詠を存す。

正殿改

内に伏夫子塑像丈餘の者を安じ、

各三碑を立つ、元至正以前の者なし。

大門伏夫子祠の額を掲ぐ、

享殿荒廢今重修 祠廟は墓の

きには, 重修が張宗昌の時に完成したのであろう。 大正十年に「正殿改修新に成り」ということから,一九 ||二年には正殿については重修が成っていたこととな 祠内の様子についても変化があり, 張宗昌の寄付と合わせて考えると、その餘の殿宇の 客之處、几上古書推積、 伏生の塑像のほかに「幼女」と晁錯の塑像が置 明版經書類多きを看る。 施閏章が訪れたと

田

生墓の様子が描かれ,様子を窺い知ることができる。王兆曾の描いた「梁鄒三十二景圖」伏墓林煙に淸末の伏有伏生祠,其墓在焉。蓋伏生故里也。」とする「○。また,が寫眞とともに記述される。その文に「縣城東北十八里,が寫眞とともに記述される。その文に「縣城東北十八里,が寫眞とともに記述される。その文に「縣城東北十八里,

三,鄒平市魏橋鎭・伏生墓の現況と沿革

と稱することとする。置する。魏橋鎭はもとの齊東縣にあり,以下齊東伏生墓置する。魏橋鎭はもとの齊東縣にあり,以下齊東伏生墓

意してみなければわからない程度しか殘っていない。注意して見ると,碑の周圍がやや高くなっているが,注現在は,碑が二つ(⑤⑥)殘されているのみである。

られていた。しかし、宮耀月が村人にその由來をたづね寄ったことからその名があり、そこには泰山行宮が建てもと寄駕冢という名で、唐王が東征の際にここに立ちこの⑥の宮耀月の碑文から、齊東縣の伏生墓は、もと

である。 泰山行宮を移したうえで,伏生祠を修建したということをところ,村人は伏生の墓であると答えたことにより,

いうものである。

いうものである。

いうものである。

いうものである。

いうものである。

いうものである。

いうものである。

いうものである。

修建した,という流れである。わかり,そのことを宮耀月が聞いたことにより伏生祠をる際に,斷碑が出現し,寄駕冢が伏生墓であったことがは,寄駕冢には泰山行宮もしくは碧霞元君祠二を重修すこの兩碑を合わせて考えると齊東伏生墓の發見の流れ

記される。 東通志』疆域志・山川・濟南府・齊東縣にも次のように東通志』疆域志・山川・濟南府・齊東縣にも次のように

漢徴君伏生冢の石刻を沖出し,字は六朝人の書に類伏生墓即はち縣西南の寄駕冢なり。同治の間河決し,伏生冢石刻,字類六朝人書亦可證也。





東 縣 西 南 里 有 朝 陽 古 城 俗 名 王 城 城 東 Ŧī. 里 有 甜 水 莊 古 名 皇 辛 莊 漢 伏 生 墓 在 焉 地 於 趙 宋 屬 鄒 平 宋 平 時 封

之 宋 表 以 為 章 後 乘 者 之 氏 鄒 明 伯 人 平 建 建 又 碧 狃 於 於 霞 今 祠 元 君 平 在 祠 是 縣 於 墓 治 \Box 必 東 墓 上 在 北 遂 是 + 使 輾 八 異 轉 里 神 傳 距 偽 逼 慕 處 均 出 每 謂 遠 當 墓 至 春 在 元 秋 鄒 析 報 平 鄒 賽 而 平 醵 齊 地 東 資 置 之 演 劇 邱 東 婦 壠 祠 孺 見 墓 沓 於 遂 至 水 分 勢 經 屬 極 注 兩 喧 寰 縣 囂 宇 後 往 記 人 迹 諸 不 沈 書 攷 霾 轉 沿 厯 無 革 有 人 既 年 核 所 其 求 邑 實 伏

云

祠 請 猶 君 宇 銘 遂 可 即 辨 為 韋 購 為 齊 植 東 柏 地 漢 遷 徵 令 \Box 擬 君 廟 伏 擇 遷 吉 生 餘 廟 興 墓 修 景 等 辦 塚 莫 字 未 不 邑 及 樂 舉 人 氣 從 診 事 象 是 騐 而 役 得 已 焉 新 實 受 遷 鳩 代 廟 衆 去 之 修 又 云 神 後 復 無 又 咸 復 資 而 同 多 而 間 方 止 重 籌 光 修 也 畫 緒 元 嘉 凑 丙 君 集 申 祠 鉅 山 墓 資 右 基 於 宮 有 墓 陷 君 几 耀 者 面 月 見 先 築 來 其 蒞 中 土 台 此 有 砌 邑 瓦 花 下 甎 牆 車 器 訪皿人 求 護 求

道柳 實 定 魏 其 百 立 王 言 城 株 為 東 不 奇 物 誣 駕 迴 也 塚 環 先 為 生 徴 訪 君 墓 墓 之 臚 所 時 舉 以 妥 距 Ŧī. 今 證 數 載 靈 百 於 年 所 昭 矣 著 勝 殷 蹟 \exists 殷 札 然 中 以 先 慶 表 生 初 章 鄒 好 古 平 古 迹 敏 成 望 求 篛 後 所 園 之 攷 生 君 核 既 子 據 酈 而 極 齊 精 注 東 詳 目.記

伏 之

所

復

親

水

古 古 道

人

饗 以 碣 太

殘 倉

大 以

夫 鄒 生 復 蹟 制 光

竟 平 慕 添 邑 斷 初

能 人 之 建

相 丽

於 辨

有

成 鄒

亦

可

Ŧī.

年

桂

月

中

旬

穀

力 在 堂 是 蝕 時

伏 歷

墓 潔

之

見 衝先美 分 儒 之 道 補 用 範 道 晦 濟 而 南 必 顯 文 其 洙 所 撰 感 召 者 自 有 真 丑也 豊 恩 貢 非 候 千 古 選 之 教 盛 諭 事 趙 家 哉 鱗 余 故 書 樂 丹 為 之 記

け 7 LJ. る 部 分 に つ c J て は 民 或 齊 東 縣 志 _ 藝 文 志 柳 文 洙 重 修 伏 徴 君 慕 碑 に ょ つ て 補 つ た

缺



芳流 古萬

為 紳 砌 是 蘭 十 籌 遷 尚 懐 余 唐 郷 往 嘗 伏 者復花而之有歎建書者心王路蹟攷生 而能墻先謂奇維各遇今焉征經博帝墓 氣 和 添 儒 乎 寥 艱 前 秦 何 異 東 寄 採 典 序 象衷建之斯寥必縣火幸之寄駕傳王 之共饗芳時何待甚道而日駕塚言謨 維濟堂徽也補欵然之竟伏於偶以載

新一祠得士適備其厄獲生此憇為於 巍鼓宇以民有知言伏一墓故焉鄒尚 然作皆昭歡孫在而生見乃以徘平書 翰與氣官著騰生何卒續也在寄徊縣當 林日欵次於相玉年以尚然斯駕瞻有秦 院星不第人與蘭輾無書泰乎名望伏焚 庶河虚以間趨者轉欵墓山及自見生之 吉獄糜圖而事家思遂為行返寄 士而工也偉赴非維輟泰宮而駕塚攷猶 知並鮮計然功富惟余山之考之上之能 齊著草其獨謹厚有也行設諸名有各断 東是率欵尊將慨先忝宮未水出廟書而 縣盖不幾殆泰然其任所知經人問均復 事 千 数 經 不 山 引 所 斯 壓 創 注 遂 之 有 續 廩 宮 秋 旬 籌 啻 行 為 急 邑 亦 於 廣 不 郷 未 得 生耀道而畫千宮己而是道何輿復人合以 馬月範告已百別任後即之年記問一或至 惠立之厥有年擇遂積余厄始寰其人日今 晦成成道地出漸之也於宇塚拱此存 顯功数中於家以責凡何記之立疑者 一焉復之墓資成也在人大所而塚則 轉迴經劫之数之適吾為清由言也伏 機憶衆一東百遂貢徒泰一来日吾生 也初紳旦南尅乃生念山統問泰将之 是心董而而日悉劉及行志何山安功 為尚不脫遷興心紳此宮諸謂行往大 序不殫然建工籌恩曾計書也宮而矣 料勞矣焉自計瀛不誠歷日問識伏 事瘁所既来僅以能至厯此其其生 之分謂遷盛得是以矣稽先塚真已 竟勸先之事庫稟寢尊之儒日也往

鋒

光

年

荷

缺 け

7

61

る

部

分

に

0

61

て

は

民

或

齊

東

縣

志

藝

文

志

宮

耀

月

重

修

伏

徵

君

墓

碑

に

ょ っ

て

補

つ

た

附廩附武

此量急壟有廟各是如焉君塚春能 也力也殘開枯紳以伏噫伏何服見 殆 捐 然 缺 必 樹 董 邑 生 向 生 謂 官 古 有助圍重先□集紳將之墓寄來人 莫 而 著 加 其 □ 議 前 何 往 也 駕 齊 竊 之 在 土 修 孫 □ 興 已 以 復 余 日 因 嘗 為 工 台 葺 生 🗆 工 屢 堪 於 聞 俗 公 遐 而各上至玉□惟請也中之傳赴稽

成各其後之存遂食矣不漢寄丙吾

如郷所邱成文邀安其爽徵駕申不



陽再黄數欲由真寰任前 影来花日修此墓宇即邑 漫大久伏又是真何謁裏時泛有整寄後記□侯 踟 化 闕 夫 詩 受 千 處 伏 颺 登 酒 詩 建 駕 梁 大 天 時 書年禁生鞭城照為立始武清文 人水樵墓絲莫深證義名帝一志銘 學寄為統漢字 乃駕君志書香 未塚十元一雪 及漢四和統江 舉制載郡志蘇 旋伏帝縣皇大 已徵崩志輿倉 撤君因考考州 任塚之核山嘉 臨内在詳海定 行有此明經人 痛四會寄水嘉 哭門仙駕經慶 為亦郷塚注年 伏有窪原廣間 生四内係輿進 墓至葬漢記士 流侯東伏太初 連意至生平到

辨厄 朝折 陽柳 市 筵 適前 墓有 誰所 修思 伏 此 生去 祠 休 知 抛 否 臨 為別 君 涙 無他 賴年 甚 或 夕 有

官偽壟 原淆頭 道薪詩 滄 欲 桑莫 變椒 前 酒 代 迹 黄已 冠 湮 俎 舊 豆塚 新尚 莫 然 怪今 臨 異 歧 古 還遺 躑經 躅 那 下不

再身古偉 拜 隨 策 哉 蹰 盡 如 子 道皇高 與皇風 天天緬 壤 子 漢 □使初 松受艱 柏業危 晚来兵 蕭茅火 蕭廬際 曠 有 獨 代女抱 歎雖前 鴻非王 儒男書東 由乃漢皋 来能皇居 多傳初士 古典向

意謨學

三墳至二墳墳南方 岔西張分西前北定 五南克六南東可墳 分南公釐東西六地 六 北 北 二 西 地 十 釐地至毫地大八 零大劉五大畝岔 八畝摺系畝一東 系一珅西二畝西 東畝 横畝一可 至零 可一分六 趙五 二分九十 振 釐 十四釐六 珏 長 岔釐三岔 西可 零五毫八 至二 二毫長分 分一可計 王百 清二 七系五地 釐長十大 嶺十 南岔 二可三畝 至北 毫八岔六 横横 五十七畝 系二分三 頭可 北三 東岔横分 至 岔 至三可零

頂分十八

棚 名名凡 錢 各 碑 下 數 莊 碣 總 者 記 大 所 其 此 專 捐 歸 數處 錢 伏其與 文 生有考 城 紳 棚 内 慕 用士共 考 棚 所用 捐亦 簿 銀於施

官 廟 韋 寺 六 莊 捐 磚 三 千

するも亦た證すべきなり。

細を見ておきたい。

細を見ておきたい。

細を見ておきたい。

細を見ておきたい。

細を見ておきたい。

細を見ておきたい。

細を見ておきたい。

修墓。值文誠移撰川督事,不果行,碑亦旋失。 付生家六字共一行,字字經三寸弱,徵君五字經四五 伏生家六字共一行,字字經三寸弱,徵君五字經四五 供生家六字共一行,字字經三寸弱,徵君五字經四五 在,上五里寄駕塚碧霞元君祠下,出土有正書字徵君 香山東通志載有伏生冢碑。於同治十三年齊東縣西南

て,果たし行はれず,碑も亦た旋まち失はる。 墓を修するを求む。文誠の川督事に移撰するに値り 茂才文を拓し,前撫丁文誠に呈し,擬して祠を移し 字經三寸弱,徴君五字經四五寸等しからず。邑人孟 字經三寸弱,徴君五字經四五寸等しからず。邑人孟 中齊東縣西南郷二十五里寄駕塚碧霞元君祠下に於い 山東通志を査ぶるに載せて伏生冢碑有り。同治十三

に碑が出土し,そこには「字徴君伏生冢」の六字が一行つまり,寄駕塚の碧霞元君祠の下から同治十三年(1874)



魏橋鎮・伏生墓

移ったために果たされずに原碑も失われてしまったとい で書かれており、 、獻上し、 墓を修建しようとしたが、 孟繼和が拓本を當時の山東巡撫丁寶楨 丁寶楨が四川へと

うことである

廟を改裝するかたちで使用していたであろうことが推 同治年閒に宮耀月が伏生祠を修築した際に,碧霞元君の い,伏生祠の遺物に太極八卦圖を象った煉瓦があり三, 碧霞元君の廟があったという記述については, じっさ z

れる。

もに記録され、

「墓在縣何處,

原片未經註明。

鄒平伏生

まずは議論となる以前の伏生墓に關する記述を確

漢伏生墓が寫眞とと

「山東古蹟名勝大觀』齊東には,

伏生墓については, 完全に殘っておらず、 鄒平齊東均有,現已無從徴其真僞矣。」三という。 故里言祠與墓咸在。古人遺蹟往往互見數縣。 鄒平の伏生墓と異なり、 この寫眞が唯一の齊東伏生墓の姿 現在遺蹟が 如此墓者 齊東の

を傳えるものである。

により反革命の地主と見做され、 墓は潘氏によって管理されており、 受け繼いだ范廷徳氏によれば、 たる四代目の潘秀昌氏のときに動亂期を迎えた。 この魏橋鎭の伏生墓には墓守りが存在する。 潘秀昌氏は解放軍に參加したが,文革期に造反派 民國以降も魏橋鎭の伏生 墓と祠は全ての建築物 范廷德氏の姑父にあ 墓守りを 解放

前

ぱりと切りたおされてしまったという。 が壞され, 墳丘はならされ平地となり、

四 鄒平伏生墓への疑念

見以前に疑念が持たれている。 鄒平の伏生墓については, が眞の伏生墓かということが議論となる。しかしその實 されたことにより、 てきたかを整理してみたい。 上述の通り, 清代にあらたに齊東の伏生墓が 鄒平と齊東二か所の伏生墓のどちら 齊東の伏生墓の同治年閒 どのような議論が行われ

『水經注』河水には次のようにある。

ておきたい

侯國,舜後, 文帝安車徵之。 伏生隱焉。漢興,敎于齊魯之間, 君伏生墓南,碑碣尚存,以明經爲秦博士。 漯水東南, 號曰伏生者也。漯水又東逕鄒平縣故城北, 逕東朝陽縣故城南。 姚姓也。 年老不行, 又東北逕東鄒城北 乃使掌故朝錯受尚書于徵 ……漯水又東逕漢徵 撰五經尚書大傳 秦坑儒士

明經を以て秦の博士と爲る。 た東のかた漢徴君伏生墓の南を逕、碑碣尚ほ存す、 漯水東南して, 東朝陽縣故城の南を逕。 秦 儒士を坑するに、

次のように言う。

て伏生と曰ふ者なり。漯水又た東のかた鄒平縣故城 乃はち掌故朝錯をして尚書を徴君に受けしめ, 傳を撰す,文帝安車もて之れ徴す。 伏生隱る。 の北を逕, 古鄒侯國にして, 漢興るに, 齊魯の間に教へ、 舜の後、 年老いて行かず、 姚姓なり。 五經尚書大 號し

"太平寰宇記』 齊州・臨濟縣には次のように言う。 伏生冢, 按地理志濟南郡 伏生冢, るに濟南伏生と, 縣の朝陽故城東五里に在り。 在縣朝陽故城東五里。 是此也 地理志を按ずるに濟南郡と、 按尚書傳濟南伏生, 尚書傳を按ず 是れ

た東北のかた東鄒城の北を逕

また『齊乘』卷之六・人物・漢には次のように言う。 在り。 伏生,名勝。 名は勝。 水經に見ゆ ○濟南人。墓在朝陽故城 ○濟南の人。 墓は朝陽故城東五里に 東五里。 見水經

れなり。

どのような議論が行われてきたのか、 れぞれの論據を整理してみたい。 についての記述を巡って議論が行われるわけであるが 今引いた,『水經注』 『太平寰宇記』 その痕を追ってそ 『齊乘』 の伏生墓

いは周嘉猷である。 管見の及ぶ限り, 周嘉猷のものした 最初に鄒平の伏生墓に疑問を呈した 『齊乘』 の考證に

> 是伏生墓在朝陽城東・鄒平城西。 伏生墓南,又東逕鄒平縣故城北,又東北逕東鄒城北: 水經注漯水又東北逕東朝陽縣故城南, 此據寰宇記。 鄒平志云伏生墓在縣東北十八里。 漢東朝陽故城在今 又東逕漢徵君 按

所逕矣。 注違異也。 開皇中嘗置濟南縣, 墓酈注敘于鄒平故城西, 東鄒在今青城縣界, 書地形志東平原郡臨濟下有鄒平城‧建信城, 東南有梁鄒郷, 縣北四十里孫家鎮,接齊東縣界。 本寰宇記, 齊乘第四卷鄒平故城在今縣西南, 章邱縣北, 水經注漯水所逕, 原其致誤之由, 當以寰宇記在朝陽城東五里者爲是 非漢縣城也。 而鄒平城元和志·寰宇記諸書皆不言所在 漢梁鄒城地, 廢縣在高苑故狄城西北五十里。而 則鄒平城在齊東縣境無疑。 因附會徵君邱壟, 不知其與水經 今考鄒平縣志, 蓋以伏生濟南人,今墓西隋 而今墓處其東南, 蓋即鄒平之誤耳。 又濟南府志齊東縣 乃唐初置縣之地 漢梁鄒城 非古漯水 伏生 後魏 亦

又た東北の 伏生墓の南を逕,又た東のかた鄒平縣故城の北を逕. のかた東朝陽縣故城の南を逕, 八里に在り、 此れ寰宇記に據る。 かた東鄒城の北を逕, ح 按ずるに、水經注に漯水又た東北 鄒平志に云ふ伏生墓 縣東北 又た東のかた漢徴君 是れ伏生墓 朝陽

章邱 城の 皆な在る所を言わず。 西南に在り、 東・鄒平城の西に在 0) 北に在るも、 乃はち唐初縣を置くの地, 齊乘第四卷鄒平故城 鄒平城 b_° 漢の東朝陽故城 元和志・寰宇記諸書 今縣 今の

るに、 づく, 建信も亦た水經注漯水の逕る所, 魏書地形志東平原郡臨濟下に鄒平城・建信城有り, 漢の梁鄒城地, 縣界に接す。又た濟南府志齊東縣東南に梁鄒郷有り 漢の梁鄒城 漢の縣城に非ざるなり。 蓋し即はち鄒平の誤りなるのみ。 縣北四十里孫家鎮に在り、 今 鄒平縣志を考ふ 廢縣 高苑故狄城 寰宇記に本 齊東 0

さに寰宇記の朝陽城東五里に在りなる者を以て是と 皇中嘗て濟南縣を置くを以って,因りて徵君邱壟を 由を原ぬるに,蓋し伏生濟南人たり, 南に處る, 其の水經注と違異するを知らざるなり。 古漯水の逕る所に非ず。 其の誤を致すの 今墓西に隋開

> 墓耶 亦非

> > 石君之所築,

程君之所表,安知非仍

二黄冠

Ŋ,

則はち鄒平城の齊東縣境に在るは疑ひ無し。

の西北五十里に在

ŋ

而るに東鄒

今青城縣界に在

生墓酈注鄒平故城西に敘し、

而かるに今墓

其の東

伏

要すれば、 平城の位置は清代の齊東縣と鄒平縣の境の孫家鎭に位置 ており、 歴代の 鄒平伏生墓はそこから東南に位置しており、 鄒平城の記述を整理すると, 漢代の鄒

爲すべし。

"水經注" (民國) に言及するものとは異なると周嘉猷はする。 齊東縣志』 藝文志に引く成啓洸 「伏徴君疑

は次のように言う。 宋紹聖中縣尉李澣嘗爲作龕記, 疑塚也。 所云伏生墓, 生墓當在漯水之北, 踵其訛, 崇其□□,以木大書,深刻以表之。 縣程素期父子, 統十四年, 其在祠旁也。 命徙之。 若水經寰宇記齊乘諸書言伏生墓者非 以其地爲伏生真墓矣。竊嘗以古書考之, 元時伏子祠實爲道流棲息之所, ……元至正時碑云, 知縣石璞率爾修築。 乃在漢鄒平城東南三十里濟水之南, 元末張起巖作修祠記, 兩求其墓, 東朝陽城東, 皆不獲, 旁有道士墓, 國朝康熙三十四年知 由來舊矣。 漢鄒平城西, 由是通志縣志皆 忽云有墓。 第即 則道士墓定 祠北斷壟, 縣尉王君 自漢迄 顧 明正 聞

忽ち墓有りと云ふ。 書の伏生墓を言ふ者一に非ず, 宋紹聖中縣尉李澣嘗て爲めに龕記を作る, に在るを聞かざるなり。元末張起巖修祠記を作るに, 漢自り元初に迄るまで,若へば水經寰宇記齊乘の諸 て修築す。 國朝康熙三十四年知縣程素期父子, 明正統十四年, 顧って未だ其の祠旁 知縣石璞率爾と 兩

里濟水の南に在り, 程君の表する所,安んぞ仍ほ一黄冠墓に非ざるを知 はち道士の墓定めて亦た一に非ず。 れを徙す。元時伏子祠實は道流棲息の所爲れば, の碑に云ふ,旁に道士の墓有り,縣尉王君命じて之 漯水の北,東朝陽城の東,漢鄒平城の西に在るべし。 而るに今云ふ所の伏生墓, かに嘗て古書を以て之れを考ふるに,伏生墓當さに な其の訛を踵ぎ,其の地を以て伏生真墓と爲す。 て以て之れを表するのみ。是れに由りて通志縣志皆 壟し,其の□□を崇び, たび其の墓を求め,皆な獲ず,第だ祠北に即きて斷 是れ疑塚なり。 木を以て大書し、 乃はち漢鄒平城東南三十 ……元至正の時 石君の築く所 深く刻み 即

とする「『。とする」『。

封伏生爲乘氏伯。旣封之則亦必有秩祀。據祠中元人碑言復求之,悟鄒平東北者乃祠也,非墓也。宋眞宗咸平時,して引かれる成瓘『篛園日札』「伏徴君墓攷」には,「反また『(民國)齊東縣志』藝文志にも「伏生墓考」と

地之無墓, と四人で訪れ、 によって北宋が滅ぶと伏生祠も廢れて,道觀となったが, 傳に因りて墓有り。)」と,もともと祠があり,靖康の變 鄒平伏徴君祠も亦た廢れて道觀と爲る。 在るを知らざる者有らず。此の地の墓無きを知るも, 氏伯に封ぜられし時、 宋時此の地の祠有るは訛に非ざるを知る。……則はち乘 宋紹聖五年と言ふに據れば、 封ずれば則はち亦た必らず秩祀有り。 **真宗咸平の時,伏生を封じて乘氏伯と爲す。旣に之れを** 東北なる者は乃はち祠なり,墓に非ざるを悟るなり。宋 既復其祠, 鄒平伏徵君祠亦廢爲道觀。元人始據李澣之記,又改爲祠 宋紹聖五年, たとし,齊東縣を父の成啓瀹・叔父・成啓洸・弟の成琅 兀代に祠にもどし,その際に傳承によって墓が定められ た訛に非ず。紹聖以後,徽欽世を繼ぎ,汴社 墟と爲る。 記に據り、 ……則封乘氏伯時, 亦非訛矣。 因傳有墓。 縣尉李澣龕記尚在。 又た改めて祠と爲し、既に其の祠を復し、 寄駕塚に伏生の墓を得たとして「≒・ 斷じて未だ其の墓の何れの處にか 紹聖以後, (反復して之れを求むるに, 斷未有不知其墓在何處者。 縣尉李澣の龕記尚ほ在り。 徽欽繼世, 知宋時此地之有祠 祠中の元人の碑に 元人始めて李澣 汴社爲墟 鄒平 非訛 知此

塚北廣南狹,實古馬鬣封。附塚東南有小阜如臺,廣

ように言う。

流傳, 爲料 毫無牴牾。 北抵墓約半里許。與水經注漯水又東逕伏徵君墓南者 爲徴君墓者三也。 爲徵君墓者二也。魏王城旣是東朝陽, 不科賦稅 仿曲阜之制而爲之。可信爲徵君墓者 亦決非近代物。 可十餘畝。疑是其饗堂故基。地多敗瓦零甎,黑堅如 侯爵爲顯官。 不贏不絀, 今登壟望之, 千秋嶺從西來, 可信爲徵君之墓者五也 펄 古亦名皇辛莊, 安知不有所自。 而徵君墓在此。 續有所興修。 適符五里, 可信爲徵君墓者四也。 問其由來, 男尙公主, 徵君在漢尊爲先師 魏王城南之千秋嶺, 似是皇親莊之訛。伏氏在漢世受 與寰宇記所言毫無牴牾。 沿之自古。 如赫胥氏流傳爲天子墓之類也 **豈無居而守墓者**。 故田無額征 女爲貴人,爲皇后。 東西橫亘如襟帶然 疑自封乘氏伯時官 魏王城東門之甜 也。 地 墓制饗堂制 角城東而 既爲漯水之隄 有積礫。 則皇親莊之 小阜平 雖後徙 微北 可信 頂 石 定 信

零甎多く、 墓制すれば饗堂制す。 の物に非ず。 東南に附して小阜の臺の如き有り、 塚北廣くして南狹し、 疑ふらくは是れ其の饗堂の故基なり。 **黑堅なること石の如し**, 徴君 漢に在りては尊びて先師と爲す. 實に古へ 定めて曲阜の制に仿ひて之れ の馬鬣封 亦た決して近代 十餘畝可か なり。 地に敗瓦 塚 0

平頂 牴牾無し。 君墓爲るを信ずべき者の五なり ち皇親 こに在り。 親莊の訛の似し。 城東門の甜水莊, り、北のかた墓に抵たること約半里許り。 嶺西從り來たり, の隄岸爲るに、 信ずべき者の三なり。 寰宇記の言ふ所と毫として牴牾爲し。徴君墓爲るを 自り東にして微かに北, 不贏不絀, 適に五里に符し, べき者の二なり。 に田に額征無く, 時自り官 すること古へ自りす。疑ふらくは乘氏伯に封ずるの を爲す。 赫胥氏流傳して天子墓と爲るの 后と爲る。 て顯官爲り。 水又た東のかた伏徴君墓南を逕なる者と, 賦税を科せず。 莊 徴君墓爲るを信ずべき者の一なり。 0 料理を爲し、 豈に居りて墓を守る者無からんや。 後ち東武に徙ると雖も, 徴君墓爲るを信ずべき者の四 流傳, 男は公主を尚り、 今 壟に登りて之れを望めば, 魏王城旣に是れ東朝陽なれば, 伏氏 古へ亦た皇辛莊と名いふ, 地に積礫有り。 東西に横亘すること襟帶の如く 安にか知る 其の由力 魏王城南の千秋嶺, 續けて興修する所有 漢世に在りては侯爵を受け 一來を問 女は貴人と爲り、 類 自る所有らざるを。 徴君墓爲るを信ず Ó 如 ふに、 而かも徴君墓此 きなるか。 [なり。 毫として 旣に漯水 之れを沿 水經注漯 是れ皇 小 り。 千秋 魏王 阜 城 故

則伏墓在朝陽城之西,

其差舛不可通矣

場所に位置しており『太平寰宇記』 平の伏生墓を疑 のように言う。 擧げて,寄駕塚こそが伏生のほんとうの墓であるとする。 生の漢代の後裔のことを指すこと,という五つの理由を 甜水莊と言う地名が皇親莊の轉訛であり「皇親」とは伏 ており なわち東朝陽から は賦税がいにしえより課せられていないこと, にしえの饗堂の跡らしきおかが東南にあること、 洪頤煊 成瓘は文獻上の記述と位置關係がずれることから、 11 にしえの漯水の堤が南五里のところを東西に走 『水經注』 『筠軒文鈔』に載せる「鄒平伏生墓辨」では次 į, の記述と合致すること、 (やや北寄りの) 齊東縣の寄駕塚を實際に訪問 の記述と合致するこ 東にちょうど五里の 魏王城東門 魏王城す そこに

平縣西北四十 改 即太平寰宇記所稱朝陽故城東之伏墓, 故城所在,方可定其道里 其説非是。 今治西北四十里之孫家鎮,鎮西有寄駕塚,即伏生墓 漢伏生墓在今鄒平縣東北十八里。 兀明皆無異説。近人撰伏徵君墓考, 各附相近言之,故所稱地名有不同耳。 ……學者欲明伏墓, 里之孫家鎮當鄒平故城, ……今鄒平縣東北之伏墓 必先知朝陽・鄒平雨 自水經注以迄唐 謂漢鄒平故城 特以縣治有遷 以鎮西之寄駕 若以今鄒 在

塚當伏墓

(挾注:前人俱無明文,

臆定不可爲據。

與水經注不合,

其説亦誤

……此皆唐宋時濟水在鄒

西に在り、 臆定して據と爲すべからず。) 十里の孫家鎮を以て鄒平故城に當て,鎮西の寄駕塚 地名に同じからざる有るのみ。若し今鄒平縣西北四 おの相ひ近きに附して之れを言ふ、 朝陽故城東の伏墓, 鄒平縣東北の伏墓, る所を知りて、 にせんと欲すれば、必ず先に朝陽・鄒平兩故城の在 りと謂ふ。 孫家鎮に在り、 徴君墓考を撰して,漢鄒平故城 り以て唐宋元明に迄るまで皆な異説無 漢伏生墓 を以て伏墓に當つれば,(挾注:前人俱もに明文無く, 今鄒平縣の東北十八里に在 其の説是に非ず。 其の差舛通ずべからず。 方めて其の道里を定むべ 鎮西に寄駕塚有り、 特だ縣治に遷改有るを以て、 即はち太平寰宇記に稱する所 ……學者伏墓を明ら 則はち伏墓 今治西北四十里の 故に稱する所 即はち伏生墓な ŋ し。 し 朝陽城 水經 近人 伏 -------注 か 0) 自

近人又謂今伏墓在小清河南,是在濟水南,非漯水北,と違わないとする。さらに,次のように續ける。と違わないとする。さらに,次のように續ける。と違わないとする。さらに,次のように續ける。ここでは諸文獻の鄒平の位置關係について考證を進めてここでは諸文獻の鄒平の位置關係について考證を進めて

所在,因作此以正之。 在濟水南,豈非誤乎。余懼後人以僞亂真,不辨伏墓平縣南之確證。今從小清河宋元後之改流,反疑伏墓

に在り, 流に從ふに、 平縣の南に在るの確證なり。 其の説も亦た誤る。 近人又た今伏墓 墓の在る所を辨ぜざるを懼る, 豈に誤に非ざるか。 漯水の北に非ず, 反って伏墓 小清河の南に在り、 余 ……此れ皆な唐宋の時濟水 後人 偽を以て真を亂し、伏 濟水の南に在るを疑ふ: 水經注と合はずと謂ふ 今 小清河宋元後の改 因りて此れを作りて 是れ濟水の南

墓がほんとうの墓であるとする。とし,城・川どちらの位置關係からしても,鄒平の伏生ついても,川の流れが變わったことによって説明できるここでは『水經注』の伏生墓と漯水・濟水の位置關係に

以て之れを正す。

孫星衍説として言及されることもある。 伏博士始末」に「伏生墓考證」として載せられており, なお,この洪頤煊「鄒平伏生墓辨」は,孫星衍「建立

伏博士始末後」に次のように言う。 それに對して兪正燮は『癸巳類稿』に載せる「書建立

東,有東朝陽故城在其西,三證合而後可定也。由今求伏生墓者,當於魏時漯故渠北,有漢鄒平故城在其

生祠, 舊口 此説。 者也。 而南, 濟渠之南, 書具在。 鄒平故城。 城東五里者也。 東朝陽城東五里有伏生墓, 則水經所云漯水自東朝陽東逕伏生墓南, 得大冢,元人立泰山神女祠於上,遂名其冢曰寄駕冢 中有天子墓, 得渠北魏王城。 西北土城鎮,其北濱河,爲水經崔氏城。又東南循渠 爲水經東武陽, 鄒平城北行, 在則以爲姑勿深考,而歷城濼水東北二三百里之古蹟 地與漢墓中隔濟漯二渠, 元末張起巖修祠碑, 者, 既得東朝陽城確驗, 得古城曰舊口, 或決或涸, 旁有獺水才出長白山猶在翠微之間。 乃今者越漯故渠而南, 作志乘者牽於元墓, 所謂漢梁鄒故城也。 與故在濟渠南之城相閒雜 案之地里, 三證皆合, 元于欽以前, 則太平寰宇記所云東朝陽城有赫胥氏陵 越濟水故渠, 又循渠東行, 下至今蒲臺, 水經注魏泰常七年,安平王所增築者 或納別流, 南望山色蒼然, 坡陀屬於足下。 不可强合。 漢碑已没, 以爲伏生墓, 齊乘所云伏生墓在東朝陽 又循渠東行五里, 至千秋嶺, 得濟故渠,又越濟故渠 其形相屬, 其城東一里, 於渠南得孫家鎮 爲水經馬常坑。千秋嶺 則移古時漯渠北之城於 濟漯二渠之所 蓋妄説 得故潔渠。 上至今朝 寰宇記所云 祠後有 有元時伏 於渠北 而 皆同 爲漢 循 其

詳考水經漯濟

不可復識矣。

鄒平成君瓘著窮園日札,

三渠,

因以得伏生舊冢,

冀伏生子孫

復見先人墳墓

ζ, υ, 至る, いは涸 至りて、 朝陽城東五里に伏生墓有り, 陽自り東のかた伏生墓南を逕,寰宇記に云ふ所の東 者なり。 王の増築する所の者なり。 は今朝城に至る,水經の東武陽爲り,下は今蒲臺に 今鄒平城由り北行し、 其の西に在る有り, 伏生墓を求むる者,魏時に當たりて漯故渠の北にし 東朝陽 て寄駕冢と曰ふ,則はち水經に云ふ所の漯水 て東行すること五里, 太平寰宇記の云ふ所の東朝陽城に赫胥氏陵有りなる 泰山神女祠を上に立てて、 河に濱す、 渠北に魏王城を得。 漢鄒平故城の其の東に在る有り,東朝陽故城 城 水經の馬常坑爲り。千秋嶺西北土城鎮 机 故漯渠を得。故渠に循ひて、或いは決し或 既に東朝陽城の確驗を得て、又た渠に循ひ 東五里に在りなる者なり。 叩頭他人墓下, 或いは別流を納れ、 水經の崔氏城爲り。 三證合して後ち定むべきなり 濟水故渠を越えて, 渠北に於いて大冢を得, 水經注の魏泰常七年,安平 盛德事也 中に天子墓有り、 齊乘に云ふ所の伏生墓 遂に其の冢に名づけ 其の形相ひ屬き, 又た東南 又た渠に循ひて 千秋嶺に 渠に循 則はち 東朝 其の

> 成君瓘 ち以爲へらく姑らく深く考ふる勿きも、 を考へ、因りて以て伏生舊冢を得、 濼水東北二三百里の古蹟, ち古時漯渠北の城を濟渠の南に移し、故より濟渠南 古書具に在り。 を隔つ,强ひて合すべからず。漢碑已に没するも すは、蓋し妄説なり。其の地 後に小冢有り、 才めて長白山に出でて猶ほ翠微の間に在る有り り。其の城東一里,元時の伏生祠有り, 坡陀足下に屬く。 古城を得て舊口と曰ふ,南望するに山色蒼然たり して、濟故渠を得、 皆な此の説に同じ。 之れを地里に案ずるに,三證皆な合す,元于欽以前 孫復た先人の墳墓に見えんことを, に在るの城と相ひ閒雜す、 第園日札を著し、詳らかに水經の漯濟二渠
 志乘を作る者元墓に牽すれば、 元末張起巖修祠碑, 舊口なる者は, 又た濟故渠を越えて南するに、 乃はち今者 復た識るべからず。 濟漯二渠の在る所 漢墓と中に濟漯二渠 漯故渠を越えて南 所謂漢梁鄒故城 歳時に他人の墓 冀はくは伏生子 以て伏生墓と爲 旁に獺 而かも歴城 鄒平 則は 則 水の

秱

は

寄駕塚こそが 兪正燮は上に引く成瓘の「伏生墓考」を承けて, たす場所であり、 『水經注』 鄒平の伏生墓は他のだれかの墓である 『太平寰宇記』 の記述を全て滿 東 0

下に叩頭を致さざるは、盛徳の事なり。

東行

渠南に於いて孫家鎮を得,

漢鄒平故城爲り。

とする。

という點が議論の的となっている。 上記のように、同治年間の伏生墓の發見以前から、鄒平のよい。 な論野の東から伏生墓の南を漯水が流れ、さらに東に流れる。 と記述されている點である。つま と記述されている點である。つま と記が選水の北にあり、鄒平の西と記述されている。 と記述されている點である。のま と記述されている點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる點である。のま と記がこれでいる。

五,齊東伏生墓發見以後の展開

みたい。 をでいるにあたって、ここで改めて確認して後の議論を確認するにあたって、ここで改めて確認して塚疑碑」に疑念が呈されていることは上に述べた。發見た。齊東伏生墓へは、『(民國)齊東縣志』藝文志・叢談・「伏上。齊東伏生墓發見以前の議論について確認してき

徵君上側書字形不可辨。 閒邑人孟繼和, 伏生名人, 均係楷書不工, 館,斷爲兩截,合兩截共高三尺餘,一截有徵君二大字: 此碑字體是唐五代閒,效二王書者之餘習, 可斷爲五代時立也云云。按此石現存民衆敎育 無論何時立碑不應草草。至此相傳, 負笈省垣, 其石粗劣凹凸參差, 一截有伏生冢三大字,其字 爲伏生募捐修祠 並未加以磨襲 魄力不及 偽造伏 同治

現存之石,非真跡歟。姑志之以俟知者。志者何至漫無鑒別。或通志所據拓本,碑已久佚,而當即係此僞造之物。獨怪丁撫爲何不飭縣査驗,修通生碑文,以圖證實。通志所謂孟茂才拓文呈丁撫者,

碑已でに久しく佚して, きに至るやを怪しむ。 碑文を僞造し、 立つるかを論ぜず應さに草草にすべからず。 其の石粗劣にして凹凸參差あり,並びに未だに加ふ 冢三大字有り,其の字均しく楷書に係りて工ならず, の上側に字を書すも形 辨ずべからず。一截に伏生 るに共に高さ三尺餘, 教育館に現存し、 に立つと爲すべきなり云云。按ずるに此の石 餘習にして、魄力 此の碑の字體是れ唐五代の閒,二王の書に效ふ者 僞造の物に係るべし。獨だ丁撫爲何れぞ縣に飭して 才拓文もて丁撫に呈すなる者は,當さに即はち此の に負ひ,伏生の爲に募捐して祠を修せんとし, りて相ひ傳ふるに,同治閒の邑人孟繼和, るに磨礱を以てせず。伏生は名人なれば, 通志を修する者何ぞ漫として鑒別する無 圖を以て實を證す。 斷ちて兩截と爲る,兩截を合はす 唐人に及ばず。 一截に徴君二大字有り, 或いは通志の據る所の拓本、 而かも現存の石, 斷じて五代の時 通志の所謂孟茂 真跡に非 笈を省 何時碑を 此に至 伏生 徴君 民衆 琂 0

四 五

ここで疑念を持たれている點は二點である ざるか。姑らく之れを志して以て知者を俟たん。

繕のために碑を僞造したという傳間があることである。 と。もう一つは,同治年閒の邑人の孟繼和が伏生墓の修 ような大人物にこのような粗末な碑が立つはずがないこ おらず、この碑がいつ建てられたのだとしても、 の間の字體のようであり、また碑石そのものも磨かれ つは、出土したとされる文字の字形が、 唐から五代 伏生の

決,冢被沖。光緒二年,土人得斷碣, 攷」を見てみる。「伏生墓攷」には「咸豐五年, つづいて,孫葆田『校經室文集』に載せる「伏生墓 有文曰徵君伏生冢 黄河東

が僞作であるとしている點,

輕んじ難い指摘となろう。

れているわけではないが、いちばんの物的根據となる碑

ここでは必ずしも伏生墓そのものに對して疑念を持た

立つるの事を以て諸を學使裕公に請ふ,公以て葆田に詢 葆田徴諸張君, また「今年夏,邑人復以立祠事請諸學使裕公,公以詢葆田 昭に命じて潛かに往きて驗して實を得さしむ。)]とあり て其の事を以て宮保丁公に聞こえ,公 尚志堂博學士張 得實。(咸豐五年,黄河東決し,冢沖せらる。光緒二年 於是以其事聞於宮保丁公,公命尚志堂博學士張昭潛往驗 **斷碣を得,文有りて曰く徴君伏生冢と。是に於い** 乃得其詳如此。 (今年夏, 邑人復た祠を

> 伏生墓の實査をした張昭に聞き取りを行っている。 と此の如し。)」と, るに,葆田諸れを張君に徴して,乃はち其の詳を得るこ 祠を建立することを諮問され,丁寶楨に命じられて齊東 孫葆田は山東提學使の裕公」に伏生 まず

疑。冢高一丈八尺,闊倍之。正南有平沙,土人掘之, 乃爲説曰,……然則俗所謂寄駕冢者,其爲伏生冢無 ……又曰,嘉慶閒,嘉定時銘來爲邑宰。 往往得螺殼。 水經注所謂漯水逕墓南者,此其故道矣。

下車後,周閲境内,即知寄駕冢爲伏生冢,欲爲立祠

銘故淹雅士

不果。今墓碑徵君上尚有餘字,字形莫辨。其他古

はその張昭の言葉を確認したい。

聚斂得財,爲邑人所惡,故當日立祠事卒不果 古碣出,則相詫曰,吾田伏生祭田也。伏生子孫而在: 尚多。初,冢旁多汙田,郷人墾之,有不起科者,及 二,爲廩生孟繼和所得云云。 且奪我田。 於是毀諸碣殆盡。 ……聞孟繼和以此 其徵君伏生冢石已斷爲 事思

乃はち(張昭)

説を爲して曰く,……然らば則

はち

注の 俗に所謂寄駕冢なる者は,其の伏生冢爲るは疑ひ無 土人之れを掘るに、往往にして螺殻を得。 冢高一丈八尺,闊之れに倍す。 所謂漯水 墓南を逕なる者は、 ……又た曰く,嘉慶閒, 嘉定の時銘來たりて邑 此れ其の故道な 正南に平沙有

げて曰く, 科せざる者有り,古碣出づるに及び, ほ餘字有り,字形辨ずる莫し。其の他の古碣尚ほ多 宰と爲る。 と思ひ,邑人の惡む所と爲る, て二と爲り,廩生孟繼和の得る所と爲る云云。 て在り, を立てんと欲するも, 『を毀ちて殆んど盡く。 くならく孟繼和 初め, 即はち寄駕冢の伏生冢爲るを知 且さに我が田を奪はんとす。 冢旁 吾が田 銘故より淹雅の士, 汙田多く, 郷人之れを墾して, 伏生の祭田なり。 此の事を以て聚斂して財を得ん 果たさず。今墓碑徴君の上尚 其の徴君伏生冢石已に斷 故に當日立祠の 下車の後, 伏生子孫にし 是に於いて諸 則はち相ひ詫 ŋ, 境内を周 爲めに祠 事卒 起

かった, に嫌われたため、 相い告げたこと, そこを掘るとタニシの殼が出てき, 張昭の言葉によれば、 孟繼和は伏生のことにかこつけて蓄財をしようとし邑人 ことにより、 ということがわかる。 課税されていなかった土地を伏生の祭田 廩生の孟繼和が斷碑を得たこと, 當時伏生祠を建立することができな 齊東伏生墓の南には砂 また古碑が出現した 原 が あり、 また

ひに果たさず。

この張昭の言葉を承けて、 孫葆田曰 伏生墓之爲寄駕冢, 孫葆田は次のように言う。 不知始於何時。

> 舊志謂故城在今縣北孫家鎮, 惜不能起前賢於九原而正之耳 宇記所稱朝陽故城東之伏墓, 今鄒平縣東北境, 之水經注 · 元和郡縣志 · 太平寰宇記與欽定一統志; 以不辨。……今伏生墓出於齊東, 生門人誄詞, 史傳之缺。 予謂詞近鄙俚, 子詩石各 得石碣, 今鄒平東後人所立土冢爲伏生墓乎。張君又記冢旁所 則漯水之先逕伏生墓南, 平縣故城 目驗乃明。 未據水經注漯水逕漢徵君伏生墓南以正之。今得張君 縣朝陽故城東五里,又云鄒平東北十八里亦有墓, 轉音與。 因華寄食封朝陽, 無不一一相符。 石灰拭兩目, 予攷 多門人誄詞,有博士伏夫子詩石·傳經伏夫 菲 一。又一石云, 又案水經注於此文下,又言漯水又東逕鄒 千秋痛斷腸。 則是蘇李以前, 統志謂鄒平故城在今鄒平縣北, 統志, 而考證乃第據山東通志謂鄒平故城在 遂以鄒平縣東北之伏墓爲即太平寰 故以訛傳訛與。 於伏生墓引寰宇記, 後逕鄒平故城可知, 悲哉伏夫子, 殆出後人所為, 使果爲伏 張君謂, 去齊東縣東南四十里 已有此五言矣。 斯真可謂臆說 有碑碣可徵。 又或即棘下二字之 石灰拭目, 保我漢家邦 難據 謂在章丘 安得以 是皆可 又案 可補 又引 獨

或者いは 華寄 朝陽を食封とするに 四

伏生墓の寄駕冢と爲るは,

何時に始

ま

るやを知らず。 孫葆田曰く,

北に在りと謂ひ,又た舊志を引きて故城 今縣北孫 城の北を逕と言ひ、 の土冢を以て伏生墓と爲すを得るか。張君又た記す 逕るは知るべし,安んぞ今鄒平の東の後人立つる所 則はち漯水の先に伏生墓の南を逕,後に鄒平故城を 家鎮に在り,齊東縣を去ること東南四十 の文の下に於いて、又た漯水又た東のかた鄒平縣故 を得て乃はち明らかなり。又た案ずるに水經注 逕に據りて以て之れを正さず。 と云ひ, 里に在りと謂ひ,又た鄒平東北十八里も亦た墓有 生墓に於いて寰宇記を引きて,章丘縣朝陽故城 はち棘 因るの, 使し果たして伏生門人の誄詞爲れば,則はち是れ蘇 へらく詞は鄙俚に近く、殆んど後人の爲す所に出づ、 石灰もて目を拭ふ,史傳の缺を補ふべし, 灰もて兩目を拭ふ, に云ふ,悲しき哉伏夫子, 夫子詩石・傳經伏夫子詩石各おの一有り。 に冢旁に得る所の石碣は、 下二字の轉音 獨だ未だ水經注 故に訛を以て訛を傳ふるか。又た或いは即 千秋痛く斷腸, か。 統志に鄒平故城 予 潔水 門人の誄詞多く, 我が漢家の邦を保ち、石 漢徴君伏生墓の南 統志を攷ふるに、 今 張君の目験する بح ・里と謂へば 今鄒平縣の 張君謂ふ ځ 又た一石 博士伏 予謂 東五

李以前に,

已に此の五言有り。

是れ皆な以て辨ぜざ

當さに今の章丘縣の東北,鄒平縣の西北に在るべし。

未核

會貞按ずるに 寰宇記,

伏生塚

「縣朝

故城

東五

在

ŋ

齊乘同じ,

即はち此の注の指す所なり。

孫葆田は,張昭の言葉と,碑という物證, 據り難しと謂ふべし、 故城の東の伏墓に即くと爲す、 平縣東北の伏墓を以て太平寰宇記に稱する所の朝陽 鄒平故城は今鄒平縣東北の境に在りと謂ひ, ざる無し。 記と欽定一統志とに案ずるに、 き有り。 るべし。 れを正すこと能はざるを惜しむのみ ……今伏生墓 又た之れを水經注・元和郡縣志・太平寰宇 而して考證乃はち第だ山東通志に據りて 獨り前賢を九原に起こして之 齊東に出で、 斯れ真に臆説にして 一一として相ひ符せ また上でも見 碑 碣の徴すべ 遂に鄒

此

1)

清末民國初に『水經注疏』がものされてい てきた城と川との位置關係の議論に基づき、 ついて,『水經注疏』では熊會貞は次のように説く。 を眞墓としている。 ところで、話題の中心でもある『水經注』については、 之西北。 乘同, 會貞按寰宇記, 即此注所指也。 孫星衍作伏生墓考,主鄒平東北十八里之說 伏生塚在臨濟縣朝陽故城東五里。 當在今章丘縣之東北, る。 齊東伏生墓 伏生墓に 鄒平縣

とす,未だ核たらず。 孫星衍 伏生墓考を作り,鄒平東北十八里の説を主

齊東伏生墓を主とする。敬『水經注圖』では,圖のように伏生墓を記述しており,敬『水經注圖』では,圖のように伏生墓を記述しており,熊會貞は鄒平伏生墓を正しくないとする。また,楊守

ハ,鄒平齊東兩伏生墓の疑念

真偽を容易に決することはできない。
一定の根據があり、一定の疑念があるということであり、を疑念がある、ということである。どちらの伏生墓にもを疑念がある、ということである。どちらの伏生墓にもを疑念がある、ということである。どちらの伏生墓にもを疑念がある、ということである。どちらの伏生墓にもという。とである。ということである。ということである。ということできない。

ついて簡單に考察を加えたい。 最後にここまでの議論を踏まえて,鄒平の兩伏生墓に

『太平寰宇記』を確認してみると,伏生に關する地名が明代にはその一帶を伏生郷と言っていた。ところで,場合,やはり齊東の伏生墓に長がありそうである。しか東の伏生墓のどちらかがほんとうの伏生墓であるとした東が大生墓のどちらかがほんとうの伏生墓であるとした東が伏生墓のどちらかがほんとうの伏生墓であるとした東が大生墓のどちらかがほんとうの伏生墓であるとした東が大生墓のどちがある。郷平・齊まずは,その位置關係について考えてみる。郷平・齊まずは,その位置關係について考えてみる。郷平・齊



『水經注圖』

だそれのみで目睹したはずの拓本を、 13 した「漢伏生冢題字」であるが,鄒平の伏生祠 伏生冢題字 . 碑は宋の李澣の龕記であり, ところで、 そもそも繆荃孫が東魏と判斷した根據は、 (正書)」と記される。 が東魏に著されたことと考えられるが、 繆荃孫 『藝風堂金石文字目』「東魏に 東魏にまで遡るものはな 繆荃孫が東魏と判斷 東魏と判斷したと おそらく の最も古 「漢

示していたと考えることが自然であろう。いうことは考えづらい。やはりその拓本が東魏の風格ということは考えづらい。やはりその拓本が東魏の風格といっていた。

離亂, れは, 殘されている。 きれいに磨き上げたものではなく, 石をみて知れるように,その碑石は必ずしもその碑面を からすれば巧みなものとはいえず, 亦た漢法を守る。)」と説くように, を書すに、書する者の名を署さず。 往にして畫右 鋒を出だし、 體格猥拙なるも,然れども其の筆法勁正にして遒秀, 如漢隸。其書碑誌,不署書者之名。卽此一端,亦守漢法 朝族望質樸, を繼ぐものであり,阮元が『揅經室集』「南北書派論」に「北 肯へて通變すること罕なり,惟だ是れ時の離亂に遭ひ, (北朝の族望 その東魏の風格というのは、 體格猥拙, 「伏塚疑碑」に示された,特徴と一致する。 質樸にして,風流を尚ばず, 不尚風流, また碑石に紀年も書冩者の名がなく、 然其筆法勁正遒秀, 拘守舊法, 猶ほ漢隸の如 いわゆる「北碑」 すくなからぬ凹 必ずしも近代的書法 罕肯通變, また北碑の拓本や原 即はち此の一 往往畫右出鋒, 舊法を拘守し、 し。其の碑誌 惟是遭時 の系 一端も, 猶 が

生墓から出現した石碑の拓本と考えることができそうで東魏の風格を備えていたものであり,おそらくは齊東伏つまり,繆荃孫が東魏と判斷した「漢伏生冢題字」は,

ある。

おわりに、

傳える地には, たのである。 上の大人物である伏生の功業を鄒平伏生祠墓は傳えてき 武漢・岳陽の四ヶ所に存在しているように, 異なる。例えば三國呉の魯肅の墓が現在では丹陽・鎭江 祠墓は伏生の故鄕に作られた伏生の祠とそれに付隨する えると、やはり齊東の伏生墓が眞墓であり、 眞の伏生墓である, 衣冠墓として考えることが穩當であるように思われる。 ただし,それは鄒平伏生墓に價値がないというのとは 以上のことから、 衣冠墓が作られる。それと同様に、 という前提に立って兩者の關係を考 鄒平・齊東の兩伏生墓のどちらかが その功業を 鄒平の伏生 儒學

化的價値も劣るものではないことを述べて、擱筆したい。きたかを、今に傳えるよすがとなっており、どちらの文その墓所と故郷とで、これまでどのように受け繼がれてこの兩者の伏生祠墓は『尚書』を傳えた伏生の功業を、

附記:

國際《尚書》學學術研討會の文化考察において,訪問が韓店鎭の鄒平伏生祠・伏生墓は,八月十二日に第六屆第六屆國際《尚書》學學術研討會が行われた。 二〇二三年八月十~十二日,山東省鄒平市において,

伏生を祀る祭祀が行われた。かなった。伏生祠では,揚州大學錢宗武氏を祭主として

いた。茲に特に記して御禮申し上げる。 はた。茲に特に記して御禮申し上げる。 はた。茲に特に記して公ださり,資料の撮影も快諾いただる范廷徳氏には突然の訪問にもかかわらず,快く伏生墓る范廷徳氏には突然の訪問にもかかわらず,快く伏生墓る范廷徳氏には突然の訪問にもかかわらず,快く伏生墓にの父劉金民氏に案内いただいた。また,魏橋鎭の齊東伏生墓については,八月十二日にまた,魏橋鎭の齊東伏生墓については,八月十二日にまた,魏橋鎭の齊東伏生墓については,八月十二日に

教授いただき,碑文の入力については本學學部生横井碧また,張宗昌については本學准教授滝野正二郎氏にご



伏生祭祀の場面

氏及び山本夏穗氏の協力を得た。又た茲に御禮申し上げ



と劉田田氏 范廷德氏 (左)

涉尚書以敎矣。 以教于齊魯之閒。 流亡,漢定,伏生求其書, 使掌故朝錯往受之。秦時焚書,伏生壁藏之。 欲召之。 文帝時, 『史記 是時伏生年九十餘, 欲求能治尚書者, 儒林伝 學者由是頗能言尚書, 「伏生者, 亡數十篇, 天下無有, 老, 濟南人也。 不能行, 獨得二十九篇 乃聞 故爲秦博士。 諸山東大師無不 於是乃詔太常 其後兵大起 伏生 能治 即 孝

注

時期, 修,明、 瓦頂。 書小篆漢碑。 晁錯授書圖。 士伏勝、 た「伏生祠 石碑兩通。1980年定爲縣級重點文物保護單位。」と, 土直徑45米, 駕塚村西南, 築として「伏徴君墓 華書局, 於此,又易名寄駕塚。墓葬幾經破壞, 孫星衍『岱南閣集』 『鄒平縣志』 塑像有三, 正中伏勝, 祠堂被毁, 清多次修葺,至建國時保存尚完整。「文化大革命 伏勝女及晁錯而建。 一九九二年)巻二十二文化・第一節文物・古建 爲漢代墓葬。 殘高2米, 該祠始建無考。 祠旁有書院, 座落於韓店郷蘇家莊西, (山東省鄒平縣地方史志編纂委員会編, 伏生後殿辟爲宅院。」と記述する。 卷一「咨請會奏置立伏鄭博士稿 秦朝博士伏生之墓。 有「徵君伏生墓」、「伏生墓序 祠前有碑數通, 相傳唐太宗東徵高麗, 左晁錯, 祠堂3間, 1331年(元至順二年)重 後人爲紀念秦朝博 面目全非, 右伏勝女。 雕梁畫棟, 位於魏橋鎮寄 其中有晁錯親 現墓封 壁畫爲 曾寄駕 磚牆 ま 中

宗昌』 因之而毀。」とあり, 十八里伏生祠內。元至正十五年縣尹陳埜仙人建。」とある。 「(民國) 全國政協, (民國) 中国文史出版社, 其書院則剏自元, 鄒平縣志』建置攷・學校に 鄒平縣志』 山東省政協文史資料委員会編『土匪軍 天下の書院を廢止したことについ 古蹟攷・墳墓・伏生墓に「謹案 一九九一年,一六〇頁 至明萬曆時 朝議撒天下書院 「伏生書院在縣北 複 張

ては, 天下書院。」とあり『明神宗實錄』 『明史』神宗紀に「(萬暦) 七年春正月戊辰, 萬曆七年正月戊辰 詔毀

十二日)「命毀天下書院。」とある

碑,高七寸寬二尺。明崇禎中邑尚書張延登倩人摹勒入石 『(民國)鄒平縣志』藝文攷・金石・伏生授經圖碑に 「横

年,

山東省政府,

四〇頁

……後署晉人魏汝清臨吳道子筆。」とある

(民國)鄒平縣志』建置攷・壇廟・伏生祠に「元至順

重修。」「順治十七年知縣徐政改祠額曰伏夫子祠。」「康熙 嘉靖九年知縣葉林修并記。」「国朝順治十五年知縣徐政 一年縣尹曹叔明重修。」「明正統十四年知縣石璞重修。

祠。」とある 伏生祠に「嘉慶二十二年丁丑鄒平知縣李文耕重修伏子 三十四年知縣程素期改建并記。」とあり、

古蹟攷・墳墓

年十二月,六二~六四頁 田中逸平「伏生墓を弔ふ」, 『斯文』三号六巻, 九二

かった譯ではない。

<u>五</u> 成瓘

『휋園日札』

「伏徴君墓攷」に

「旣得朝陽城,

向

山東省政府秘書處編『山東古蹟名勝大觀』,一九三三 山東省政 府, 一八頁

明代以降、泰山信仰の中心が明代に泰山府 君から碧

場:碧霞元君信仰の源流と明代における展開」(『史林』 てくるものは同一 霞元君に移っており,ここで泰山行宮・碧霞元君祠と出 九三卷四號 史學研究會 の祠である。 五〇六~五四〇頁) 石野 一睛「泰山娘娘の登 參照。

> にうち捨てられている。 山東省政府秘書處編『山東古蹟名勝大觀』,一九三三

袁家塚子の西に粗大ゴミ置き場があり、

現在はそこ

辰歲春下車閱月吏白祀事所詣乃伏夫子墓,至則一堂遺範 なお, 『(康熙) 鄒平縣志』に引く程素期の文には

横寒隴虛曠寥落四接空烟, 繚垣隔絕。 巋然,所謂墓則弗見也。祀畢詢之,諸生云,墓在祠後. 乃出祠外, 轉就視之, 如祠棄墓, 孤阜半掩荒荊, 絕不相屬, 人不問 殘碑荒

終未安。懷之八年, 墓, で壁に阻まれて見えないとしており, 謁伏祠, 還亦言, 悉皆就祠。余竊慨之,因思祠緣墓建,今不見墓, 尋墓得之墻外。」とあり,祠から墓ま 吏事蹉跎, 未得一 墓を見つけられな 洒此意。 舊秋兒輩

甜水莊東北行, 甜水莊, 東訪之,當卽得徵君墓矣。由天子墓東行不遠, 古名皇辛莊。 得一塚曰寄駕塚, 問其地, 則曰魏王城 其塚甚巨。明人築碧 東門外也。 得一村曰

叔瓘琅四人。 地屬鄒平, 元君祠於其上。寄駕之名不知所取。 光緒十五年より學政の任にあった裕徳のことか。 知其割屬齊東爲時未遠矣。 快聚樹下, 議其有五可信。」とする。 碑則明人所刻 其時訪求者,

縣にも「故伏城,在縣東南二里。蓋伏生所居,因名之。」 またさらに遡ると『元和郡縣圖志』河南道・鄆州・陽穀またさらに遡ると『元和郡縣圖志』河南道・丁州・陽穀縣に伏生所居,傳尚書于太常掌故晁錯,因號之。」,陽穀縣に伏生所居,傳尚書于太常掌故晁錯,因號之。」とあり,「故伏城。在縣東南三里,蓋伏生所居,因號之。」とあり,「故大城。在縣東市二里。蓋伏生所居,因名之。」

とある。